

# 子どもたちの インターネット利用について 考えるシンポジウム

～サマリーレポート～



## 来賓ご挨拶

小淵 優子 内閣府特命担当大臣

## 基調講演：

ペアレンタルコントロールの重要性

下田 博次 群馬大学特任教授

## 研究会報告(1)：

研究会活動総括と双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル

坂元 章 お茶の水女子大学教授

## 研究会報告(2)：

インターネット利用リスク教育教材の概要

中山 明 ネットスター株式会社常務取締役

## パネルディスカッション

2008年9月30日 開催

## このシンポジウムについて

子どもたちのインターネット利用について考える研究会（以下、当研究会）は、2008年9月30日、東京・紀尾井町のホテルニューオータニにおいて、社団法人全国高等学校PTA連合会との共催で「子どもたちのインターネット利用について考えるシンポジウム」を開催した。

子どもたちのインターネット利用をめぐる問題については、近年、事件報道などを通じて社会的にも関心が集まっており、2008年6月には、国会においても「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定されたところであった。

当研究会は、このような社会の動きや関心の高まりを踏まえ、子どもたちのインターネット利用について社会や大人はどのような役割を担うべきかという問題意識のもとに、ネットスター株式会社とヤフー株式会社の呼びかけによって2008年4月に発足したものであり、発足以来、月に1度のペースで集合して様々な問題について検討を進めてきた。今回のシンポジウムは、当研究会のこれまでの検討結果を広く世間に報告する趣旨で開催したものである。

シンポジウム当日は、地方自治体の教育関係者や全国の学校・PTAの関係者を中心に200名以上の来場があった。冒頭、来賓としてお越しいただいた小淵優子・内閣府特命担当大臣にご挨拶を頂戴したのに続いて、パアレ

ンタルコントロールの重要性、双方向型サイトのリスク評価モデル及びインターネット利用リスク教育教材の概要についての講演を行った。休憩を挟んだ後はパネルディスカッションを行い、法律制定に関与した国会議員やIT企業関係者を交えて種々の問題について活発な議論を行った。それぞれの内容の詳細については、以下にご報告するとおりである。

なお、このシンポジウムの開催に当たっては、ヤフー株式会社、ネットスター株式会社、マイクロソフト株式会社、株式会社ミクシィ、NTTレゾナント株式会社の5社から後援を受けたことを付記する。



### 来賓ご挨拶



このたびは、全国高等学校PTA連合会及びインターネット関係の事業者の方々のご尽力により、このようなシンポジウムが開催され、今後はより一層の高校生の保護者向けの啓発に取り組まれていくということで、大変喜ばしく思っている。インターネットの普及により、ショッピングや旅行、仕事などさまざまな場面で情報の収集がしやすくなったり、ブログなど新たなコミュニケーションツールを活用することができるようになるなど、私たちの生活は以前に比べて大変便利になってきた。しかし、一方で、インターネット上は、子供たちに見せるのは好ましくない有害情報や、悪意のある利用者も存在しており、残念ながら、必ずしも子供たちが自由に安心して使える状況にあるとはいえないのが実情だ。今後我が国を担っていく子供たちを健やかに育てていくことが私たち大人の重大な責務であり、現代を生きる上で欠かすことができないツールとなったインターネットについて、子供

### 小淵 優子 内閣府特命担当大臣

たちが安全に安心して利用できる環境を整える必要があると考えている。それとともに、子供たちがインターネットを利用するにあたっての知識、そして危険を見極める目を養っていくことが大切だ。こうしたことは、政府のみならず、地方公共団体の皆様、また、学校の先生方、保護者の皆様、関係事業者の方々、それぞれの立場から、適切な取り組みを行っていただくことが不可欠である。

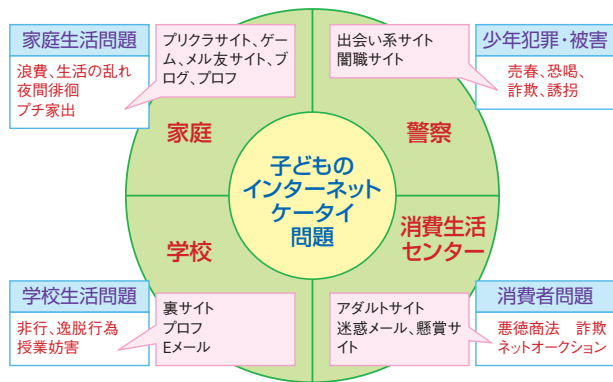
先の国会では、青少年インターネット環境整備法が成立して、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策の一層の強化を図ることが明示された。皆様のこのような取り組みを後押しするため、今後内閣府としても、充実した政府横断的な施策をとりまとめ、より一層子供たちの安全で安心なインターネット環境の整備に邁進していきたいと考えている。皆様方のご理解とご協力を是非とも宜しく願いたい。

最後に、皆様方の取り組みが、これからの時代を担っていく子供たちに輝かしい未来を作っていけるよう、そうなることを心から祈念して、ご挨拶とさせていただきます。



子どもたちによる携帯電話・インターネットの利用をめぐるのは多用かつ広範な問題が発生しており、世界的にも珍しい日本特有の現象が起きている。私は、2004年に、アメリカの高校生やイギリスの専門家を招いて国際セミナーを開いたことがある。そのときに日本とアメリカの違いを強く意識した。アメリカではパソコンからインターネットに接続するのが一般的だが、日本の子どもたちの中には携帯電話を使ってインターネットに接続するやり方が急速に普及していた。

携帯電話は、一見するとただの電話にすぎないように見えるが、実際はそうではない。私は携帯電話のことを史上最強のメディアと呼んでいるが、一度親が子どもに携帯電話を買い与えると、子どもたちは、親を飛び越えて、ダイレクトに悪い大人や有害な情報に接することができるようになってしまう。親に知られず違法な薬物を購入したり、援助交際を走ったりする子どもたちがふえるのは、携帯インターネットの特性——教師・保護者の見守りを困難にする——から生じる構造的な結果なのだ。子どもたちが犯罪の被害に合うばかりではない。ネットいじめ等、容易に加害者になってしまうこともある。



この図は下田研究室による子どもたちの携帯電話・インターネット利用問題への約10年間の対応状況を整理したものである。図のうち右側の半分を占める少年犯罪と消費者問題は主に「ブラックゾーン」利用の問題であり、丸の左側にある学校生活と家庭生活の問題は「グレーゾーン」利用の問題だ。

携帯インターネットのメディアとしての特性は、極度なパーソナル・メディアであることである。インターネット上には「ホワイト」なサイトだけではなく、「グレーゾーン」や「ブラックゾーン」に属するサイトも数多く存在する。携帯電話を持った子どもたちは、いつでもどこでも、それらのサイトに接続することができるようになってしまう。

「ブラックゾーン」は法律によって規制することが可能であり、警察や消費者センターの関与によって解決すること

もできる。一方、「グレーゾーン」は、法規制によって対応することが難しく、国の対応が後回しになりがちだ。「グレーゾーン」は儲かるから悪い事業者も多く、対策に時間とお金がかかる。国や事業者の問題意識が低く取組が遅いことが状況悪化を加速させている。そもそもまともなフィルタリング機能がついていない携帯電話を子どもたちに販売してきたことはいかなるものか。

では、このような現状に対してどのように対処すればいいのか。ここで、私が皆さんに強く訴えたいのは、「子どもたちの育ちに責任を負うのは誰なのか」ということである。子育てに責任を負うのは保護者（教師）である以上、保護者がインターネット時代でも、子どもたちの行動を見守り、注意していくしかないというのが私の考えだ。これがペアレンタルコントロールの考え方の基本である。

ペアレンタルコントロールとは、子どもの育ちに責任を負っている保護者や教師が子どものネット利用を管理・指導する営み、あるいはそのための能力をいう。保護者がペアレンタルコントロールの能力を身につけるためには、次の4つが重要だ。第一に、保護者が子育ての観点からインターネットのメディア特性を理解すること。第二に、子どもへの約束の仕方を学ぶこと。第三は、子どもたちのネット遊びを見守る方法を知ること。第四は、子どものネット利用を指導し、リスク回避能力や有効利用できる親の能力を高めることである。

私どもは、日本の各地で核となる市民のインストラクターを養成し、市民が保護者を育てられるようにすることを主要な活動として行っている。携帯電話の利点を強調しがちな企業のインストラクターとは異なり、保護者がペアレンタルコントロールの能力を身につけるようにすることを重視している。保護者に代わって事業者が子どもたちの行動に責任を持って見守ることはできない。私は、事業者が健全サイトを認定することには疑問を感じている。何が健全サイトに当たるかどうかは、事業者ではなく子育てに責任を負う保護者・教師が決めることだからだ。

なお、「保護者の責任」と言ったが、何でも保護者の自己責任に帰し国や事業者が責任を負わなくて良いという意味ではない。自己責任を負うためには判断に必要な情報が提供されていることが前提となるが、事業者から保護者に対して十分な情報が提供されているとは言いがたい。国や事業者は、保護者の子育てに必要な情報を開示して説明すべきである。

根が深い問題であり、すぐに解決することはできない。保護者がペアレンタルコントロールをすることができるように、継続的に活動を支援していくこと、保護者と学校のコラボレーションを図り最終的には子どもに害を及ぼさないネットビジネスを実現させること、その流れを作っていくことが重要だ。



## ■ 研究会の概要

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」(以下、当研究会)は、2008年4月に設立された任意団体である。当研究会は、子どもたちのインターネット利用をより豊かで安心なものにするために関連する課題を調査・研究すること、研究成果を広く公開して社会に貢献することを目的としている。この目的に基づき、5月から10月までを第一期の活動期間として位置づけ、月に1度のペースで会合を持って調査・検討を進めてきた。当シンポジウムの開催もこの目的の一環として行うものである。

## ■ 基本方針

当研究会は、第一期の検討テーマとして「双方向利用型サイトの運営実態と課題」を選定し、先進的取組みを行っているサイト運営者からヒアリングを行ってきた。そして、それによって得られた知見を参考にして、「双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル」を作成・検討した。

この双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル(以下、評価モデル)を作成・検討するに当たっては、次の二点を基本方針とした。

第一は、段階性を設けることである。それはレベル分けを行うことであり、具体的には健全度の基準をレベル分けした。段階性を設けることによって、子どもに対して発達や習熟水準に対応した最適な制約を与えることが可能になるほか、事業者による先進的・積極的な取組に高い評価を与えることもできるようになる。

第二は、評価モデルの使用者(保護者)の視点を重視することである。保護者が関心を持つのは、子どもが利用するサイトにどのような機能があって、なにができるのか、そのために、子どもがどんなことに巻き込まれるのかということではないかと思う。サイトの機能は、問題発生に大きな影響を及ぼすと考えられるので、評価モデルの内容に取り込んだ。

## ■ 評価モデルの具体例

### 保護者が懸念しうるサイトの機能

サイトの機能	保護者の懸念
1. ダイレクトコンタクトが可能	悪意のある他人との接触による被害
2. 様々なサイトへの入り口となる	不適切コンテンツへの接触が容易に
3. サイト利用(アクセス)による時間消費	使いすぎによる生活リズムの乱れ
4. 物品・サービス等の購入が可能	身の丈に合わない消費・浪費

上の表は、サイト運営者が提供する機能と保護者の懸念

を関連付けたものである。保護者の懸念を払拭するために運営者側がとりうる配慮には様々な手段がありうるが、我々の評価モデルでは、サイト運営者がとりうる配慮を、(1)機能ごとに分類し、(2)レベル分けして列挙することにした。

評価モデルの具体的なイメージを持ってもらうため、例として、(1)「ダイレクトコンタクト」機能について(2)レベル分けしたモデルの内容を示して説明する。

### 「ダイレクトコンタクト」機能面での配慮

レベル	サイト運営者がとりうる配慮
レベル1	特定のパラメータ(居住地・性別・年齢等)を使った利用者検索機能を提供しない。
レベル2	特定のプロフィール情報(居住地・性別・年齢等)については非公開設定が基本となっている。
レベル3	特定の利用者向けに未承認のコンタクトを可能にする機能(サイト内メール等)を提供しない。
レベル4	書き込み・投稿内容の事後的な監視・確認を行っており、不適切なものについては削除対応を行う(事後確認制)。
レベル5	書き込み・投稿内容を公開前に把握、管理しており、不適切なものについては公開を認めない(事前承認制)。
レベル6	利用者相互のトラブル等の解決の支援に取り組んでいる。

これは、ダイレクト機能についてのモデルであり、子どもがダイレクト機能付きのサイトを利用しようとしている際に保護者に使ってもらうことをイメージしている。

「レベル」は、高くなればなるほど、低学齢(低リテラシー)の利用者に求められる配慮として位置づけられる。例えば、とても年齢の低い子どもに対しては、レベル1だけでは足りず、レベル1から6までのすべての配慮が必要だろうし、ネットリテラシーの高い子どもについては、レベル6までは不要で、レベル4までの配慮が施されていれば足りるだろう。どのレベルまでの配慮が必要かを判断するのは、その子の保護者である。

当研究会の評価モデルにおいては、レベル4の条件を満たしていても、レベル3以下の条件を満たしていなければ、レベル4のサイトであるとは評価しない。言い換えれば、あるサイトがレベル4であるというためには、レベル4の条件だけでなく、レベル1から4までの全ての条件を満たすことが必要である。

## ■ 当研究会の今後

当研究会の第一期は10月で終了するので、それまでに評価モデルの細かい内容をまとめて公表したい。また、当研究会は高校生の保護者向けの教材を開発してウェブサイトで公開したが、今後は、この教材を使って、当シンポジウムの共催者である全国高等学校PTA連合会の全国9ブロックを回って啓発活動を行う予定である。保護者によるコントロールの問題を中心に、調査・研究した成果を社会に提供していきたい。



### ■ 教材作成の経緯

今回、私どもが中学・高校生の子どもを持つ保護者向けのモデル教材の作成に至った経緯と教材の概要についてお話したい。

子どものインターネット利用に関する教材やカリキュラムについては、既に多くのものが存在しており、研究会として新たな教材を作る余地はないと考えていた。しかし、それらの教材をよく見てみると、個々の具体的な事例の説明に終始する傾向が見られ、基調講演で下田先生からご説明があったような構造的な問題に触れられているものはなかった。

子どものインターネット利用については、何より保護者の努力が求められる。とりわけ、中学生・高校生は問題発生が最も懸念される年齢層であるから、その保護者が問題を理解することが極めて重要である。しかし、中学生・高校生の子どもを持つ保護者のネットリテラシーは必ずしも高いとはいえないし、保護者を支援する仕組みもないのが現状であった。

このような現状に鑑み、私どもが中学生・高校生の子どもを持つ保護者を対象とした教材を作成して、問題の所在と構造を分かりやすく説明することにした。教材は、当研究会のWebサイト (<http://www.child-safenet.jp/>) で公開しており、誰もが閲覧できるようにしてある。教材の中身についてはそちらをご参照願いたい。

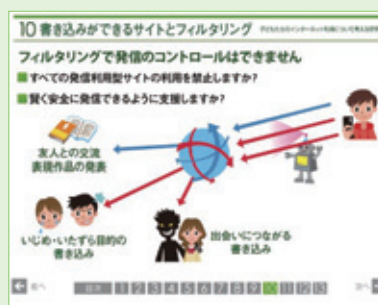
### ■ 教材の特色

教材作成にあたって配慮したのは次の点である。第一に、子どものインターネット利用に関する全ての問題を網羅するのではなく、優先度の高い問題に絞り込むようにした。個々の問題に触れれば触れるほど教材の分量が多くなり、本質的な問題が伝わりにくくなる。私どもは、保護者が問題の構造を理解することが重要と考えているので、それがしっかりと伝わるよう、全体構成に配慮した。

第二に、ネットリテラシーが高い人だけでなく、そうでない人にも何が問題なのかを分かりやすく提示することを心がけた。絵や図を用いて、問題が発生する具体的な状況をイメージしやすいようにした。

第三に、保護者がわが子に教育する際の注意事項を教材の内容に盛り込んだ。私どもは、保護者が問題を理解した上でわが子に教育していくことが重要だと考えているが、思春期を迎えた子どもに対する教え方には特別な配慮が必要である。一義的な正解はないが、だからといってその問題に触れないのでは保護者の直面している問題を助けたことにはならない。そのような観点から、問題解決のカギとなるヒントを提示することで、各家庭における親子の会話をうながすことを試みた。

### ■ 教材（『インターネットセーフティガイド』）より抜粋



## パネルディスカッション

### 登壇者

パネリスト	玄葉 光一郎	衆議院議員(民主党)
	葉梨 康弘	衆議院議員(自由民主党)
	坂元 章	お茶の水女子大学教授
	下田 博次	群馬大学特任教授
	高橋 正夫	全国高等学校PTA連合 会会長
	漆 紫穂子	品川女子学院校長
	別所 直哉	ヤフー株式会社CCO兼 法務本部長
	楠 正憲	マイクロソフト株式会社 最高技術責任者補佐
コーディネーター	宮田 佳代子	(フリーキャスター)



### ■ 青少年ネット利用環境整備法成立の 経緯・ねらい

宮田：6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」案が与野党共同で提出され、成立したが、もともとは自民党と民主党で異なる案が出されていた。与野党が基本合意をして法案提出に至るまでの経緯と、法律の狙いを教えて欲しい。

玄葉：自民党と民主党で大きな違いが生じたのは、「有害情報とは何か」を「誰」が判断するかということだった。自民党は国の関与をより強く認める立場であり、民主党は民間の自主的努力を尊重する立場だった。紆余曲折はあったが、最終的には、民間の自主的・主体的な取組を後押しするという基本理念を掲げてそれぞれの条項を作ることで決着した。ただ、民間の自主的・主体的取組によっても問題が解決しなければ、将来、法律を改正して国が関与せざるを得ないという動きが起きるかもしれない。そうならないことを願っている。

葉梨：この問題については、常識で考えていけば、各党でそんなに大きな違いは生まれない。当初の自民

党の議論は理念的に進みすぎた面がある。フィルタリングソフトは万能ではないし、一口に「子ども」といっても、小学生と中学生、高校生では発達段階も違う。これらの兼ね合いの中で政策を考え、党内の世論を修正していったら、民主党案に近くなっていった。

楠：ネット上で何を子どもに見せるかどうかは本来親が決めるべきことだが、当初の自民党案はそれを国が決めるとする内容だった。しかし、いくら細かく定めても、実務上はバラつきが生じるし、技術的にも過渡期であり時期尚早と感じた。有害情報を全てはじくことをフィルタリングに求めるのは過剰な期待だ。民間の自主的対応として、ペアレントコントロールの取組ははじまっており、その進展を見てもらいたいという気持ちもあった。ただ、法規制への対応がきっかけとなって、今までそれほど連携していなかった事業者が、子どもたちの育成や取組みについて積極的に何ができるかを議論するようになった。その点は良かった。

### ■ 現場で起きている問題

宮田：教育の現場では、どのような問題が起きているのか。

漆：コミュニケーション系のサイト（SNS、プロフ、裏サイト）で問題が起きている。子どもたちはノートのいたずら書きを教室内に回すような感覚でインターネットに書き込んでいるが、インターネットには「早い」、「広い」、「消えない」という特徴がある。一度書かれた情報は、コピー&ペーストであつという間に広がり、後で消すことができ



玄葉光一郎  
衆議院議員(民主党)



葉梨康弘  
衆議院議員  
(自由民主党)



楠正憲  
マイクロソフト株式会  
社最高技術責任者補佐

ない。消したいと思っても法整備が遅れていて解決する手段がない。

坂元：ダイレクトコミュニケーションの問題が特に重要だ。かつては、悪意ある大人が子どもに電話しても、親が子どもに取り次がないなど、大人がフィルタリングの機能を自然に果たしていた。しかし、子どもが携帯を持つようになった現在では、悪意ある大人が子どもに直接コンタクトを取ることができるようになってしまった。

下田：コンピュータフィルタリングは使ったほうが良いが、過信してはいけない。大切なのは、愛情を持つ人間が子どものためのフィルタリング機能を果たすことだ。連絡が取れるから便利という発想ではなく、こんなに悪いことにも便利なものを使わせて大丈夫なのかという心配をする親の愛情とペアレンタルコントロール能力の向上が求められる。

## ■ 保護者の理解の現状

宮田：このような問題は保護者に対してあまり認識されていないように思われるが、何が壁になっているのか。

下田：携帯電話のカスタマーである保護者に対して、携帯電話会社から必要な情報が提供されていないことが原因として大きい。情報を開示して説明責任を果たすという業界の努力が必要ではないか。また、保護者がうちの子に限ってという意識を持っていたり、携帯を単なる遊び道具だと軽くみていることも背景にある。

高橋：ここ1年間、ネット規制の話があって様々な議論もあったが、残念ながら保護者の理解は不足している。フィルタリングについての理解も不足していて、多くの保護者は子どもの携帯電話にフィルタリングをかければ大丈夫だと思い込んでいる。子どもと携帯電話の問題にしっかり取り組んでいくためには、数人の保護者が話を聞く程度ではダメで、学校全体の保護者を集めて全員が同じ話を聞いて勉強するくらいの姿勢が必要だ。

漆：保護者に学ぶ意欲はあると思うが、自分の子どもの問題と捉えていない人が多い。また、これまでは、学ぶ手段がなかった。

坂元：この問題には意識の高い保護者とそうでない保護者の間に格差があると思っている。意識の高くない保護者を啓発することは容易ではない。工夫と努力して乗り越えて行く必要がある。

## ■ 保護者向けの教材とモデル講演会

宮田：高校生の保護者向けの教材を作った後は、どういう取組を考えているのか。

別所：全国高等学校PTA連合会の全国9ブロックでこの教材を使ったモデル講演会を開催し、それを皮切りにできることをやっていく。携帯などのデバイスを通じてインターネットを利用することにどんな社会的機能があるのかを把握することが事業者の宿題になっていると考えており、教材を作って説明をするだけでなく、何が起きているのか、どういう対策をすればいいのかを保護者の視点から教えていただきたいと思っている。

宮田：教材やモデル講演会の取り組みは、保護者の理解にとって役立つのか。

高橋：11月24日に九州ブロックでこの教材を使った1回目のモデル講演会を開催するが、今回の教材・モデル講演会の取組には非常に期待しており、高校だけでなく、小中のPTAにも働きかけている。ヤフーやネットスターに任せっ放しにするのではなく、PTAや行政で、各地で指導・講習できる人を育てていくという方向に向かっていきたい。

宮田：民間企業によってこうした取組がなされていることについて、立法者としてどう思うか。

葉梨：民間の取組はどんどんやってほしいが公的な取組も大事だ。例えば、子どもにとって魅惑的なサイトが出てきたとき、クリックする前に親に相談することが期待できない。不登校やいじめの問題が起きたときにスクールカウンセラーを用意するように、インターネットについて相談できる体制を公的に用意する必要があるのではないかと。

玄葉：6月にできた法律は、①フィルタリングの義務付け、②違法情報に対する閲覧防止措置、③家庭教育・学校教育・社会教育において必要な施策を政府が講ずることの3つを柱としており、民間の取り組みを政府が把握・サポートしていくことが求められている。整理すると、葉梨議員の話は、その一環として提案があったということだろう。



宮田 佳代子  
(フリーキャスター)

漆 紫穂子  
品川女子学院校長

高橋 正夫  
全国高等学校  
PTA連合会会長

## ■ 評価モデルの活用と コンテンツ提供側への影響力

宮田：さきほどの研究会報告講演で評価モデルの内容について詳細な説明があったが、この評価モデルは、どのような場面で活用されることを想定しているか。

坂元：さまざまな場面での活用を想定している。重要なものとして、保護者がサイトのリスクを評価する際の指標として使われることを念頭に置いているが、それ以外でも、サイト運営側が自社サイトの安全性を自己点検するときや、第三者機関があるサイトをフィルタリングの対象としかどうかを判断するとき、広告の出稿者が広告を出稿する先としてふさわしいかを判断するときなどの基準として活用されればと思っている。それぞれのプレーヤーをつなぐ軸としてこの基準が機能していくのが理想だ。評価モデルを活用している人の声のフィードバックを受け、よりよい基準づくりに活かしていきたい。

宮田：評価モデルがあることによって、コンテンツを提供している企業側は影響を受けるか。



下田 博次  
群馬大学特任教授



坂元 章  
お茶の水女子大学教授



別所 直哉  
ヤフー株式会社CCO兼  
法務本部長

別所：そのように使ってもらえる評価モデルにしていきたい。サイトの評価として世の中に通用するのは利用者の評価だ。決して客観的な第三者がいてその評価に任せていけば安心だということではない。ひとつのモデルを提供しているだけなので、異なった評価基準もありうるが、利用者に影響力のあるモデルと評価されればコンテンツ提供側にも尊重されるようになるだろう。そのような評価基準にすることを目指していきたい。

## ■ ネットのメリットを失わないために

宮田：最後に、まとめとしてお話をうかがいたい。子どもたちのインターネット利用に関しては、プラスの面もマイナスの面もある。両者のバランスを図るために、我々はどういう視点からこの問題に取り組んでいったらよいのか。

坂元：インターネットの問題性は大きく目を奪われがちだが、単純にネットを子どもたちから奪えば良いというものではない。法の規制が強まれば、ネットのメリットが失われるだけでなく、インターネットの問題を子供や保護者が自ら解決するという機運まで損なわれ、ますます強い規制が必要になる。その結果、インターネットに無知な大衆と潜在力がありながら発揮されないインターネット技術が取り残されるという悪いシナリオが心配される。教育的・技術的な取組を進めてインターネットに対する不信感を取り除くことが大事であり、法規制の強化は最後の手段であるべきだ。研究会も教育的・技術的な取組を進めていくために努力していきたい。

## 子どもたちのインターネット利用について考えるシンポジウム

日 時：2008年9月30日（火）午後1時～4時

場 所：ホテルニューオータニ

主 催：子どもたちのインターネット利用について考える研究会  
全国高等学校PTA連合会

後 援：ヤフー株式会社、ネットスター株式会社、マイクロソフト株式会社  
株式会社ミクシィ、NTTレゾナント株式会社

2008年12月発行

発 行 者：子どもたちのインターネット利用について考える研究会

連 絡 先：〒107-6211 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー ヤフー株式会社 法務本体内  
子どもたちのインターネット利用について考える研究会事務局

研究会HP：<http://www.child-safenet.jp/>